

# 1949年の文部省体育局廃止の政策決定過程における 体育局の体育行政論

平塚 卓也 (環太平洋大学／筑波大学大学院人間総合科学研究科)

**The arguments on physical education administration  
of the Physical Education Bureau, Ministry of Education, Science and Culture:  
Focusing on the decision-making process of the discontinuation  
of Physical Education Bureau in 1949**

HIRATSUKA Takuya  
(International Pacific University /  
Graduate School of Comprehensive Human Sciences, University of Tsukuba)

## Abstract

This study aims to clarify 1) the enactment process of Ministry of Education, Science and Culture Establishment Act and the decision-making process of the discontinuation of the Physical Education Bureau, 2) the arguments on physical education administration of the Physical Education Bureau in the process. The results are as follows.

1) The purpose of the reorganization of the ministry was to remove some administrative functions and to simplify the administration. CIE proposed the reorganization plans contemplated an organization on an object basis such as elementary and secondary education, higher education and social education, and the discontinuation of the Physical Education Bureau basis on the plans. On the other hand, CIE was not against the contents of the arguments.

2) Physical Education Bureau stood against CIE's plan, and they built comprehensive and systematic arguments in order to justify the existence of a central administrative body for physical education. They insisted that physical education programs were complex in nature and should have been conducted by all groups of the whole nation. Furthermore, they emphasized that the connections of each of the programs was that the living conditions of students were the root of school health and hygiene and physical education activities and then school health and hygiene were the fundamentals of physical education activities. Their arguments were also largely based on the old saying, "A healthy mind in a healthy body".

As mentioned above, this study has suggested a possibility that the arguments in the process has become the ideological and theoretical basis of the re-establishment of the Physical Education Bureau in 1958.

## 1. はじめに

1949年5月31日、第5回国会において文部省設置法が成立し、翌6月1日、文部省体育局が廃止された<sup>1)</sup>。これによって体育局の所掌事務は初等中等教育局、大学学術局、社会教育局などの関係各局に分散して所掌されることになった。当時、体育局振興課職員であった西田泰介は体育局廃止を次のように回顧する。

CIEは文部省の行政機構を改革して体育局を廃止し、その事務を関係各局に分散する意向を示してきた。これを受けて、文部省は、昭和23年から24年にかけてその対応に追われたが、折角設置した体育局を何とか存置する方向でCIEの了解をとりつけようと腐心したものである。その主張は、わが国では昔から学校体育と社会体育、それに学校保健は一体的に行われており、それではなければ十分な体育行政は行われないういもので、体育局存置の必要性を説得し続けたが、CIEは聞き入れなかった。(中略) 多年の念願であった体育の一元化が、再び崩れることになったわけである。<sup>2)</sup>

まず、西田の回顧にあるように体育局廃止という政策決定の背景には連合軍最高司令官総司令部 (General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers、以下、GHQ/SCAP) の民間情報教育局 (Civil Information and Education Section、以下、CIE) の意向が反映されていた。体育局は体育局廃止に反対したものの、それを覆すことはできなかった。

一方、体育局が体育局存続を求めた背景の1つには省庁間の所管争いがあったと考えられる。西田が「多年の念願であった体育の一元化」と述べているように、戦前の体育行政においては学校体育と社会体育の所管が分散していた。1920年代後半に文部省と内務省の間で運動競技の所管を巡る対立が生じ、1928年1月には文部省による一元的

な所管が決定されたが<sup>3)</sup>、1938年1月11日の厚生省設置によって、学校体育を所管する文部省、社会体育を所管する厚生省という二省による所管体制が出来上がる<sup>4)</sup>。そして、敗戦を経た1946年1月31日に厚生省から文部省に社会体育が移管されたことによって<sup>5)</sup>、西田の言う「多年の念願」が実現したのであり、体育局にとってCIEの体育局廃止案は受け入れられるものではなかった。

ところで、体育局廃止の政策決定過程は、先行研究においてどのように論じられてきたのであろうか。関連する先行研究としては内海<sup>6)</sup>及び金井・草深<sup>7)</sup>の研究があるが、両研究ともにCIE文書のConference Reportsを中心に当該過程を明らかにしており、体育局廃止の経緯を把握するうえで有益な研究である。とくに、内海の「CIEの強行ともいえる体育局廃止という措置は何故に行われたのであろうか」<sup>8)</sup>という指摘が明確に表しているように、先行研究においては当該過程におけるCIEの意向に関心が払われてきた。その一方で、当該過程における体育局の政策案については十分な検討がなされてこなかった。金井・草深の研究は、1948年3月に東俊郎体育局長<sup>9)</sup>が作成した「日本の体育行政機構について」<sup>10)</sup>の内容について概括的に言及しており、また、体育局廃止の経緯に関するまとめとして、「保健・体育を一体のものとして捉えていた体育局では妥協的な改組は望まなかった」<sup>11)</sup>、「この機構改革をつうじて、明確になったことは保健の重視である」<sup>12)</sup>と指摘するなど、体育局の政策案に関する記述も若干含まれてはいる。しかし、なぜ保健と体育を一体のものとして捉えていたのか、或いは、なぜ保健を重視したのかなど、体育局の政策案に関する十分な考察がなされていない。

たしかに、体育局の体育局存続要望がCIEの体育局廃止の意向を覆すことはできなかったという結末からすれば、当該過程における体育局の政策案が重要な意味を持ったとはいえない。しかし、1949年の体育局廃止以降に視野を広げ、1958年の体育局再設置までの体育行政に関連する動向を考慮した場合、当該過程における体育局の政策案

はやはり無視し得ない歴史的な重みをもつ。なぜならば、体育局廃止後も体育行政の一元化に向けた要望が繰り返されてきたからである。例えば、1951年3月21日、保健体育審議会は「保健・体育・レクリエーションに関する総合的行政機構の整備及び保健体育審議会の運営について」を建議し、以降も1955年12月25日に「保健・体育・給食・スポーツ・レクリエーション行政の一元化について」を建議、1956年6月18日に「わが国保健体育振興のための行政機構改善整備の基本方策について」を建議、1957年7月30日に「保健体育主管局の設置について」を要望している<sup>13)</sup>。そして、1958年5月1日に1964年の東京オリンピック招致への情勢と絡みながら体育局の再設置が決定された<sup>14)</sup>。本研究では、このような体育局廃止後の動向をも視野に入れて、戦後体育行政の形成過程の一部として体育局廃止の政策決定過程を捉え直す。

また、その際、体育行政論に着目し、それを歴史的に検討することは、現代の体育行政及びスポーツ行政の問題に照らしてみても重要であると考え。近年、体育からスポーツへの潮流が指摘されているが<sup>15)</sup>、このことは行政においても同様であり、体育行政からスポーツ行政へ転換してきたといえる。例えば、2001年の中央省庁再編に際して行政組織の名称が文部省体育局から文部科学省スポーツ・青少年局に変更されており、法令上も体育がスポーツを包括する関係から、スポーツが体育を包括する関係へと変更されてきた<sup>16)</sup>。このような昨今の潮流を総体的に認識するためには、改めて体育行政とは何であったのかを歴史的に問い直すことが急務であると考え。そして、その際には体育行政の個別分野或いは個別施策ではなく、総合的に検討することが必要であると考え。

本研究では上述の目的を達成するために、次のような具体的な課題を設定した。すなわち、第1に、先行研究の成果を参考にしつつ、文部省設置法の成立及び体育局廃止に至る経緯を確認し、当該過程において体育局の政策案が立案される背景

を明らかにする<sup>17)</sup>。第2に、新たな史料に基づいて、当該過程における体育局の政策案を分析し、そのなかで展開される体育行政論を明らかにする。この第2の課題にあたっては、前述の東俊郎作成「日本の体育行政機構について」に加えて、本研究によって新たに発掘した作成者不明「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」<sup>18)</sup>及び東俊郎作成「行政機構改革に対する意見」<sup>19)</sup>を分析する。これらの史料によって、CIE文書を中心とした先行研究の史料的制約に基づく限界及び課題を克服することができると考える。

## 2. 文部省設置法の成立及び体育局廃止の経緯

### 2-1. 文部省の権限削減及び指導助言行政への転換要請

GHQ/SCAPの初期対日占領政策の基本方針は非軍事化と民主化であり、教育改革においても軍国主義や超国家主義にもとづく戦時教育体制を撤廃するための諸改革が実施された。また、戦後の民主的な教育制度を確立するための諸改革も実施され、その基本方針を示したのが1946年3月の第1次米国教育使節団報告書であった。そこでは「文部省は、日本の精神界を支配した人人の、権力の中心であった。」<sup>20)</sup>と文部省の中央集権制が批判され、文部省の行政的管理権を削減し、地方に移譲すること、指揮監督行政方式から指導助言行政方式に転換すること、文部省の機能を内務省から絶縁することなどが提案された<sup>21)</sup>。

このような基本方針の下で、文部省、CIE、教育刷新委員会<sup>22)</sup>において教育行政に関する問題が検討された。そして、教育刷新委員会が1948年2月6日の第55回総会においてそれまでの審議結果を「中央教育行政機構に関すること」<sup>23)</sup>としてまとめ、決議した。同決議は中央教育委員会の設置を前提に「学芸省(仮称)」の設置を提案した。中央教育委員会は審議・議決機関として設置されるものであり、学芸省はその所管行政について中央教育委員会の審議を経なければならないと

され、省の「政策立案機能に制約を加える」ものであった<sup>24)</sup>。また、同決議は「学芸省は、(中略)科学、技術、藝術、教育その他文化の実体に干渉してはならない」<sup>25)</sup>と指摘するなど、省の権限削減や指揮監督行政から指導助言行政への転換を意図するものであった。

## 2-2. 簡素化の要請

一方で、行政改革の動向も中央教育行政の改革に影響を及ぼした。行政改革に関しては、行政調査部<sup>26)</sup>及び臨時行政機構改革審議会<sup>27)</sup>によって議論された。これらにおいては、文部省廃止案も含めて議論されたが<sup>28)</sup>、1948年6月30日の臨時行政機構改革審議会の最終報告書は「文部省の組織については、昭和二十三年二月七日教育刷新委員会報告中学芸省(仮称)の組織に関する部分を基準とするものとする。但し、過渡的に行政事務の渋滞を来たさぬよう考慮するものとするが、この場合においても現在以上に部局の数を増加するが如きことのないようにすること。」<sup>29)</sup>と指摘し、教育刷新委員会案を支持したうえで部局数の増加に制限をかけることで最終的な結論としている。

さらに、1948年12月、経済安定9原則が指令されたことを受け、予算の均衡を図るための一環として行政機構及び事務の簡素徹底化並びにこれに伴う人員整理を行う必要が生じた<sup>30)</sup>。そして、1949年2月25日、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定され、各省庁は「部局数の整理廃合を行い、その規模を3割程度縮減する」<sup>31)</sup>ことなどが決定された。これによって、文部省は現行の1官房7局から3割、すなわち、2局削減する必要が生じた。

## 2-3. 体育局廃止の経緯

以上のような経緯のなかで、文部省の内部部局に関する議論も進んでいた。前述の「中央教育行政機構に関すること」では学芸省の内部部局を1官房6局(大臣官房、文化局、科学局、体育局、統計調査局、教育事務局、教育施設局)にすることが提案された。しかし、これに対し

てCIEは1948年2月19日のSteering Committee(CIE、教育刷新委員会、文部省の連絡委員会)において「学校体育面のことは、別に体育局というものがなくても、これは学校教育局でやればいいじゃないか、それから校外の体育という問題が考えられるが、これは新構想に基く文化局か社会局の方で吸収されればいいだろう。新しい学芸省が特に体育局というものをおかないでもいいじゃないか」と述べ、体育局不要論を示したことが報告された<sup>32)</sup>。一方で、文部省はCIEの体育局不要論に対峙しながら、体育局存続の方針を示した。同年3月11日の文部省行政監察委員会<sup>33)</sup>の報告「文部省機構改革について」<sup>34)</sup>における内部部局の構成は体育局を含むものであった。また、金井・草深によれば、同年5月3日にCIEの体育担当官ニューフェルドが作成した覚書では、「体育局に類する機構を存続させる意向であった」<sup>35)</sup>とされており、この時点ではCIEの内部においても体育局の扱いに関する意見の違いがあったものと考えられる。

その後、文部省は、文部省設置法案においても体育局存続の方針を示し、文部省が体育局廃止へと方針転換を図るのは同年9月7日のことであった<sup>36)</sup>。なお、文部省としては体育局廃止へと方針転換したものの、体育局自体は廃止に反対し、依然として体育局存続を求めている<sup>37)</sup>。その後も文部省とCIEの間で折衝が続いたが、体育局廃止の方針が転換されることはなく、文部省設置法案は国会提出に至った。

1949年4月25日、第5回国会衆議院内閣委員会において文部省政務次官柏原義則は文部省設置法の立法趣旨として同法の提案理由を「先般政府の行政機構刷新の方針が確立され、それに即應しまして、文部省の機構を簡素化すること、戦後の教育の民主化を推進するにふさわしい中央教育行政機構を設ける必要」<sup>38)</sup>から立案したと説明した。そして、この立法趣旨に基づいて内部部局の編成を従来の1官房7局(大臣官房、学校教育局、社会教育局、科学教育局、体育局、教科書局、調査局及び教育施設局)から新たに1官房5局(大臣

官房、初等中等教育局、大学学術局、社会教育局、調査局及び管理局)に改組すると説明した。

この立法趣旨と内部部局の編成との関係について確認すると、まず、立法趣旨の1つである「簡素化」は、前述した行政改革の影響によるものであり、これにもとづき7局から5局に削減されている。つぎに、「教育の民主化を推進するにふさわしい中央教育行政機構」という立法趣旨についてであるが、これは具体的には、指揮監督行政から指導助言行政への転換方針が内部部局の編成にいかんにかつて反映されたのかという問題である。文部省設置法の立案担当者であった森田孝がかつての文部省においては「対象別と内容別の錯綜(原文ママ)」があり、「文部省の性格を明確にする上には、いささか混乱をきたした」<sup>39)</sup>と指摘しているように、指導助言を行う局を行政の内容区分ではなく、対象別で分け、初等中等教育局、大学学術局、社会教育局の3局が設定された<sup>40)</sup>。また、調査普及局は「内容面の指導助言が官僚的独善に陥らないように保証する」ために設置され、これらの4局は非権力的性格と位置づけられた<sup>41)</sup>。一方で、管理局には「権力を伴う権限行為」<sup>42)</sup>がまとめられた。荻原はこのような内部部局の編成に反映された原理を「『非権力的』事務と『権力的』事務との事務二分論にもとづく、局の二元構成原理」<sup>43)</sup>であると指摘している。このような編成原理の下で、かつての文部省において内容別に編成されていた体育局、教科書局、科学教育局が廃止され、その所掌事務が分散されることになったのである。

### 3. 体育局的体育行政論

#### 3-1. 各文書の作成者、作成時期及び作成背景

以下では、体育局廃止の政策決定過程において作成された3点の文書を分析することによって、当該過程において展開された体育局的体育行政論を明らかにする。前述したように、3点の文書とは、1948年3月作成、東俊郎「日本の体育行政機構について」、作成年月日及び作成者不明「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」

並びに1949年4月14日作成、東俊郎「行政機構改革に対する意見」である。

まず、文書の内容を分析する前に各文書の作成者、作成時期及び作成背景の特徴について確認する。3点の文書のうち2点は体育局的最高責任者である東俊郎の署名が入っているが、署名に「文部省体育局長」という役職名が入っていることから、東を含めた体育局的職員によって作成された文書に東が責任者として署名したものと考えることができる。また、「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」の文書には署名が入っていないが、「日本の体育行政機構について」と類似する点が多数あること及び当時、文部大臣であった森戸辰男が所蔵していたことから考えて、体育局によって作成された文書であると考えられる。したがって、本研究ではこれらの文書を体育局的の見解として扱うこととする。

つぎに、各文書の作成時期及び作成背景であるが、第1に、「日本の体育行政機構について」が作成された1948年3月という時期は、前述したようにCIEの内部において意見の相違があったにせよ、この直前の同年2月19日にCIEの体育局不要論が示されており、体育局廃止の可能性が表面化していた時期である。そのような背景のもとで体育局が自局的の必要性を示すために作成した文書であると考えられる。第2に、「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」は、作成年月日の記載はないが、同文書が所蔵されていた「森戸辰男関係文書」の「文部大臣時代」に分類されており、森戸辰男の文部大臣在任期間は1947年6月1日から1948年10月15日であることから当該期間に作成されたと考えられる。また、同文書の内容が「日本の体育行政機構について」の内容に加筆されたものであること及び1948年3月から同年10月にかけて体育局廃止がより現実味を帯びてくるとみられることに鑑みれば、同文書は「日本の体育行政機構について」よりも後の時期に作成されたものとするのが妥当であろう。すなわち同文書は、体育局廃止がより現実味を帯びてくるなかで、「日本の体育行政機構について」をさらに

補強して、体育局存続を主張するために作成されたものであったと推定される。第3に、「行政機構改革に対する意見」が作成されたのは、文部省設置法案の国会提出直前の1949年4月14日である。すなわち、この時点では体育局廃止が既定路線になっており、同文書はそれを前提として作成されたものと考えられ、この点で前述の2つの文書とは性質が異なるといえる。

以下、これらの文書の内容を、(1) 体育行政の目的及び目標、(2) 体育局の必要性及びその所管 (3) 事務内容及び相互の関係性、の3点の視点から分析する。

### 3-2. 目的及び目標

「体育の目的」及び「体育の目標」は、「日本の体育行政機構について」及び「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」の両文書において次のように規定された。まず、「体育の目的」は、「体育は運動と衛生の実践を通して身心の正しい発達を助長し併せて社会生活に必要な教養と実践力を有する個人の完成をその目的とする。」<sup>44)</sup>と規定された。第1に、体育を「運動」と「衛生」の2面から捉えていることは、後述する事務内容との関係において重要である。すなわち、ここでの「体育」という概念は運動或いはスポーツのような身体活動のみによって構成されるものではない。第2に注目されるのは、それらの実践を通じた「個人の完成」を体育の目的として規定していることである。これは、1948年3月31日制定の教育基本法第1条「教育の目的」における「人格の完成」<sup>45)</sup>を受けてのものであり、戦後教育の価値規範が反映されていることがわかる。第3に、その際「個人」が「身心の正しい発達」だけでなく、「社会生活に必要な教養と実践力を有する」ことと規定とされており、「体育」が社会生活との関連で捉えられていることである。そして、以上のような目的をもとに「身体の健康な発達」、「社会的性格の育成」、「健康生活の確立」及び「余暇活用の方法の体得」の4つが「体育の目標」とされた<sup>46)</sup>。

### 3-3. 体育局の必要性及びその所管

体育局の必要性及びその所管に関して、以下で指摘する内容は、「日本の体育行政機構について」においては記載されておらず、「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」において新たに登場した内容である。体育局廃止がより現実味を帯びてくるなかで、部局の必要性及びその所属について一層強く主張するために加筆されたものであろう。

同文書は、体育局の必要性について、「体育の目的から考えてその教育内容は極めて複雑廣汎であるのみならずその対象は全国民でなければならないからどうしてもその行政の総合的機関が必要である。」<sup>47)</sup>と指摘している。ここで体育行政の総合的機関、すなわち体育局の必要性の論拠としているのは「全国民が対象」及び「教育内容は極めて複雑廣汎」という2点である。この2点についてさらに詳しく見ていこう。「全国民が対象」であるという点に関しては、次のように、過去の体育を「競技中心主義」、「英雄主義的傾向」、「興業化の傾向」であったと批判し、全国民を対象に「全国民の生活を健全にして文化生活を営むことのできる人間の育成を旨とする」という方針を示した。

過去のわが國の教育においては体育が眞に重んぜられなかつたためその指導が徹底を欠いてその方向を誤り、あるいは学徒及び一般人の体育は一部選手の活躍を中心とする競技中心主義あるいは英雄主義的傾向に墮し、又興業化の傾向をたどり廣く全國民の生活を健全にして文化生活を営むことのできる人間の育成を旨とする体育たり得なかつたのであるが、この弊を打破するための体育行政は一層強力に推し進められなければならないそのために学徒のみならず全國民を対象として系統的総合的に取扱う必要を痛感する。<sup>48)</sup>

また、「教育内容は極めて複雑廣汎」という点については、次のように、体育が直接生命を対象

とする点で他の学科と差異があること、また、諸科学に基づく「総合科学教育」の側面と運動の実践による「経験教育」の側面があると主張した。

体育は直接生命を対象として取扱う科学であつて、学校と社会とを問わず一貫した指導と管理が必要とされる。この意味で体育は他の各学科とは異つた特殊な、複雑な内容を持つて居なければならない。このように考えて来ると体育は一方においては医学（特に生理学、衛生学、病理学、解剖学）、生物学（特に发育学）、心理学、力学、社会学等から発展させられるべき総合科学教育であると共に、一方運動の実践を通してこれを実際に認識させ、効果づける経験教育である。<sup>49)</sup>

つぎに、体育局が「局として独立して何省に属すべきか」について見解が示される。そこでは「体育の目的」に示した通り、体育が教育であること及びその教育効果を改めて確認したうえで、これまでの日本の教育行政においては体育が極めて軽く扱われてきたと次のように批判する。

現在わが国における社会生活の混乱、思想的動揺、道義の低下等は一部は敗戦のもたらす必然的現象と考えられるが、他方根本的にはこれまで劃一的教育によつて個々人の自主性の伸長を閉却したわが国教育の欠陥によつて招来されたものである。即ち民主的性格の育成を大きな目標とし、又その効果を持つ体育を軽んじた結果の現れであるといつても必ずしも過言ではない。<sup>50)</sup>

このように体育が軽視されてきたことの影響を指摘したうえで、次のように述べ、体育は国民の教育或いは文化の問題であるとして、文部省（教育文化を主管する省）において体育局を所管すべきであると主張した。

かように考えてくると体育と国民生活との連關

は極めて緊密なものであつて、（中略）これを要するに体育は国民の健康と教養を高め、生活文化を確立して文化國家の建設に大きな力となるものであるから、廣く教育あるいは文化の問題である。したがつてこれを所管する行政的部局は教育文化を主管する省に所属することが当然である。<sup>51)</sup>

以上のように、部局の必要性及びその所属に関する主張では、過去の体育行政に対する批判が展開されるとともに、国民生活や民主的人間の育成などへの体育の貢献が挙げられ、戦後の価値規範のもとで体育行政をさらに拡充して実施していく必要性が強調された。なお、文部省体育局にとって、文部省が体育局の所管省であることは自明のことのように思われるが、あえてこのような主張をしたのは、それが絶対的とはいえない状況にあったためと考えられる<sup>52)</sup>。

#### 3-4. 事務内容及び相互の関係性

まず、体育行政の事務内容については「日本の体育行政機構について」及び「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」の両文書において同じ内容が挙げられている。そこでは、体育局において取り扱うべき事務内容は、「保健、衛生に就ての理論教育と実際指導並びに学校衛生法の実施」、「正しい体育運動の確立及びその普及と奨励に関する総合的企画」及び「生徒の生活環境改善に関する施策の実施並びに助成」の3つに分類される<sup>53)</sup>。これらのさらに詳細な内容についてまとめたものが次の表1である。

表1 事務内容一覧

<p>保健、衛生に就ての理論教育と実際指導並びに學校衛生法の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護教諭、學校看護婦の育成強化</li> <li>・ 學校給食の擴充</li> <li>・ 學校醫制度の改善強化</li> <li>・ 學校身体検査実施の指導と活用</li> </ul>
<p>正しい体育運動の確立及びその普及と奨励に関する総合的企画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種体育スポーツ団体の助成強化</li> <li>・ 体育運動施設の整備、擴充及びスポーツ用具の生産擴充</li> <li>・ レクリエーション運動の助成</li> <li>・ 學徒の競技會参加に就ての基本方針の確立及びその実施奨励</li> <li>・ 社會体育と學徒体育との連絡調和（學校施設の利用、運動資材の配分）</li> <li>・ 競技會その他必要なる啓蒙運動（映画、講演、講習等）</li> <li>・ アマチュアリズムの確立</li> </ul>
<p>學徒の生活環境改善に関する施策の実施並びに助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 學生寮の設置及び運営の総合的企画</li> <li>・ 學校農園、學校工場設置の奨励</li> <li>・ 學生らしい内職の指導のあつせん</li> </ul>

「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」より筆者作成

以上のうちの保健衛生及び体育運動に関連する事務内容として掲げられているものについては、従来の体育行政の内容と大きな相違はないといえるが、學徒の生活環境改善が事務内容のひとつの柱となっている点はこの時期の特徴であるといえる。その背景には、当時の社会状態、経済状態に対する以下のような問題認識があった。

現在の日本の混乱した社会状態及び経済状態においては學徒（高等専門學校、大學）の六〇乃至七〇％は不自然な非健康生活を余儀なくされている。そしてこの現象は更に深刻になりつつある。これは当然教育的立場から何等かの救済策を講じるべきであつてこの現象が學徒の健康並びに品性の低下を来たさしめつつある事実からこれが施策は体育を主管する体育局で取扱うべきである。<sup>54)</sup>

また、「日本の体育行政機構について」及び

「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」の文書の結びには「“mens sana in corpore sano”の古諺を思い起して体育が人間教育の重大役割を持つていることを痛感する」<sup>55)</sup>との言葉が記されている。「mens sana in corpore sano」とは、古代ローマの諷刺詩人デギムス・ユニウス・ユヴェナリスの諷刺詩の一節であるが、この言葉が日本に移入されたのは明治以降であるとされており、日本語では「健全なる精神は健全なる身体に宿る」<sup>56)</sup>と訳されていた。すなわち、身体の健全又は不健全が精神に影響するので身体は健全であるべきだという主張である。このような身心関係論もまた体育の価値のみならず、体育局の事務内容が保健衛生、体育運動及び生活環境の3つに及ぶことの正当性を主張するうえでそのバックボーンとなる思想であつたことがうかがわれる。また、ここでは「健全なる精神」が戦後教育の価値規範、民主的な国民の育成と結びつけられて理解され、体育の重要性が主張されたと

いえる。

ところで、体育局の事務内容として列挙された保健衛生、体育運動及び学徒の生活環境に関する3つの事務内容が相互にどのような関係にあるのか。それを明確に示したのが、「行政機構改革に対する意見」である。

同文書においては、学徒の生活環境問題の解決に関して、「国民健康教育施策の効果をあげるためには、現下の社会情勢の窮迫から起こされている学徒の生活難並びに思想的動揺をできるだけ防ぐことが根本問題である」<sup>57)</sup>と指摘されている。すなわち、学徒の生活環境に関する事務が、「国民健康教育施策」とされる保健衛生及び体育運動に関する事務の根本に据えられているという関係性が読み取れる。また、保健衛生と体育運動の関係については、「保健と体育が分けられてはならない理由」<sup>58)</sup>として以下のように述べ、保健衛生が体育運動の基盤であると指摘されている。

健康増進は先ず個人が各自健康保持についての生活態度を認識し、実践することが先決問題であり、この基盤にたつて体育の振興が企図され、その健康度に應じた運動競技形式が組み立てられるべきである。又健康は活動能率向上と直結しているものであるために、能率の面より考えればレクリエーション的な運動が発展せられるべきである。この意味で保健行政が体育運動行政の基盤をなすべきものとして両者の分散は本質的に不可である。<sup>59)</sup>

前述したように、同文書が作成された時期には体育局廃止が既定路線となっており、廃止後に体育局の所掌事務をどのように扱うのが問題となっていた。したがって、同文書は事務内容の相互の関係とその不可分一体性を強調することによって、体育局廃止後の所掌事務の分散を避けようとするものであったとみなすことができる<sup>60)</sup>。しかし、結果としては体育局の所掌事務は初等中等教育局、大学学術局、社会教育局などの関係各局に分散されることとなった。ただし、文部省内

には残っており、省庁をまたがった分散は回避することができた。

#### 4. おわりに

本研究は以上の通り、第1に、文部省設置法の成立及び体育局廃止に至る経緯を、第2に、当該過程における体育局の体育行政論の内実とその背景を明らかにしてきた。それによって明らかになったことは以下のとおりである。

第1に、文部省の権限削減及び指導助言行政への転換の必要性並びに行政簡素化の必要性を背景に文部省は再編され、内部部局は「局の二元構成原理」<sup>61)</sup>に基づき行政対象別に編成されたため、内容別編成である体育局は廃止されることとなった。文部省設置法の立案過程においてCIEは1948年2月時点で体育局不要論を示し、同年9月には文部省も体育局廃止へと方針転換するが、それは行政対象別に局を編成するという組織編成論に基づくものであったのである。すなわち、体育局廃止は権力的性格の制限をめざした組織編成論にもとづくものであって、体育行政論の内容そのものを否定するものではなかった。

第2に、文部省体育局は体育局廃止に抵抗し、自らの存続の必要性を主張するために独自の総合的で体系的な体育行政論を構築していった。それを示すものが本研究で取り上げた体育局作成の3つの文書に他ならず、それらの中で、体育局は、体育の目的に個人の完成を掲げ、体育を教育として位置づけたうえで、複雑広範な内容によって構成される体育行政を全国民を対象に実施するためには総合的行政機関としての体育局設置が必要であると主張した。その事務内容として保健衛生、体育運動及び学徒の生活環境の3つを掲げ、また、学徒の生活環境を保健衛生及び体育運動の根本に据え、保健衛生を体育運動の基盤とするという事務内容の関係性を論じた。

以上を総合すると、文部省体育局は廃止されたものの、当該過程において東を含む体育局によって構築された体育行政論が否定されたわけではなかった。それゆえに、当該過程における体育局の

体育行政論が、その後の保健体育審議会の建議及び要望並びに1958年の体育局再設置に至る思想的、理論的な基礎となったという仮説的な見通しが成り立ち得る。これまで、1949年の体育局廃止は「廃止」という言葉の性質上、断絶性がイメージされ、連続性が等閑視されてきた。しかし、本研究では、文部省設置法の成立及び体育局廃止に至る経緯並びに当該過程における体育局の体育行政論の2つに着目することによって、体育局廃止を戦後体育行政の形成過程の一部として捉え直す可能性を提起することができたと考える。なお、当該過程における体育局の体育行政論がその後の体育行政にどのような影響を与えたのかを実証的に検討すること及び当該期以前の体育行政論との比較検討については今後の研究課題としたい。

## 注および引用・参考文献

- 1) 文部省設置法, 法律第146号, 1949年5月31日。
- 2) 西田泰介「戦後の体育行政機構の変遷の記録」『東京女子体育大学紀要』13巻, 1979年, 3頁。
- 3) 坂上康博『権力装置としてのスポーツ』講談社, 1998年, 64-80頁。
- 4) 厚生省官制, 勅令第7号, 1938年1月11日。
- 5) 行政整理実施ノ為ニスル文部省官制中改正等ノ件, 勅令第60号, 1946年1月31日。
- 6) 内海和雄「『スポーツ基本法』の研究Ⅰ: 戦後スポーツの行政と法Ⅰ」『一橋大学研究年報自然科学研究』27巻, 1990年, 1-169頁。
- 7) 金井淳二・草深直臣「体育・スポーツ行政の機構改革と『スポーツ振興会議』」, 草深直臣編『体育・スポーツにおける戦後改革の実証的研究 平成2年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書』, 1991年, 139-149頁。
- 8) 前掲「『スポーツ基本法』の研究Ⅰ: 戦後スポーツの行政と法Ⅰ」, 56頁。
- 9) 東俊郎は1898年9月9日、大阪市に生まれ、第一高等学校三部を経て1923年3月に東京帝国大学医学部医学科を卒業した。その後、東京帝国大学医学部内科、順天堂医院第二内科部長、順天堂医学専門学校教授を経て、1947年10月に文部省体育局長に就任した。1949年6月1日、文部省体育局廃止に伴い退官をすると順天堂大学教授に就任。1951年4月には同大学初代体育学部長に就任した。この他、日本体育協会理事など体育・スポーツ界での要職を務めた人物である(「東俊郎略年譜」東節子ほか『偲ぶ草東俊郎追想集』非売品, 1993年)。
- 10) 東俊郎「日本の体育行政機構について」, 国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP文書, Ministry of Education所収, 請求番号: CIE(C)04659。なお、同文書に作成者の署名、

- 年月日の記載はないが、同文書が英訳されたAzuma Toshiro “ADMINISTRATIVE ORGANIZATION OF JAPAN’S PHYSICAL EDUCATION”, March 1948, 国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP文書, Ministry of Education所収, 請求番号: CIE (C)04658-04659に作成者、年月が記載されているため1948年3月東俊郎作成と特定した。
- 11) 前掲「体育・スポーツ行政の機構改革と『スポーツ振興会議』」, 149頁。
  - 12) 同上。
  - 13) 前掲「『スポーツ基本法』の研究Ⅰ: 戦後スポーツの行政と法Ⅰ」, 77-78頁。
  - 14) 文部省設置法の一部を改正する法律, 法律第113号, 1958年5月1日。
  - 15) 日本体育学会「定款(第1条名称、第3条目的)の改正について」, 2019年。
  - 16) 文部省設置法第10条の2第1号イ, 法律第146号, 1961年6月16日改正、文部省体育局体育課「機構改革及び文部科学省設置法の関係内容の概要」『スポーツと健康』32巻12号, 2000年, 40-41頁。
  - 17) 文部省設置法の成立過程に関する先行研究としては、中島太郎『戦後日本教育制度成立史』岩崎学術出版社, 1970年、鈴木英一『教育行政 戦後日本の教育改革3』東京大学出版, 1970年、荻原克男『戦後日本の教育行政構造-その形成過程-』勁草書房, 1996年などがある。
  - 18) 作者不明「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」, 広島大学文書館所蔵「森戸辰男関係文書」所収, 請求番号: MO02011203000, MO02011203500。
  - 19) 東俊郎「行政機構改革に対する意見」, 1949年4月14日, 国立教育政策研究所所蔵, 「戦後教育資料IX-6文部省改組」所収。
  - 20) 「第一次米国教育使節団報告書」, 1946年3月31日, 近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料第十八巻』, 講談社, 1964年, 543頁。
  - 21) 同上。なお、「指揮監督行政から指導助言行政への転換」とは、権力行使を伴い統制的、命令的に監督する行政から法律によって基準を設定し、それに基づいて非権力的に指導助言する行政への転換という意味である。また、「文部省の機能を内務省から絶縁」とは、地方教育行政が内務官僚の統制下におかれていたことを批判し、教育行政の独立性の原則を勧奨したものである。詳しくは、前掲『戦後日本教育制度成立史』, 325-326頁、前掲『教育行政 戦後日本の教育改革3』, 559-560頁、前掲『戦後日本の教育行政構造-その形成過程-』, 56-118頁を参照。
  - 22) 教育刷新委員会とは、1946年8月9日、内閣総理大臣の所轄として設置された機関であり、教育に関する重要事項の調査審議を行い、その結果を内閣総理大臣に報告及び内閣総理大臣の諮問した教育に関する重要事項について答申した(教育刷新委員会官制, 勅令第373号, 1946年8月10日)。また、同委員会は教育の独自性を確保するため文部省及びCIEから独立し、委員会が自主的に問題を取り上げて審議した(教育刷新審議会編『教育改革の現状と課題-教育刷新審議会報告書』日本放送出版協会, 1950年, 1頁)。
  - 23) 教育刷新委員会「中央教育行政機構に関すること」, 1948年2月6日, 高橋寛人『教育刷新委員会総会配布資料集第3巻』クロスカルチャー出版, 2016年, 101頁。
  - 24) 前掲『戦後日本の教育行政構造-その形成過程-』, 80頁。なお、中央教育委員会設置構想はCIEが同構想に消極的な姿勢であったため実現しなかった(前掲『教育行政 戦後日本の教育改革3』, 573頁)。
  - 25) 前掲「中央教育行政機構に関すること」。
  - 26) 行政調査部とは、第1次吉田茂内閣が行政機構及び公務員制度並びに行政運営の改革に関する調査、研究及び立案にあたらせるために設置した機関である(行政調査部臨時設置

- 制，勅令第490号，1946年10月26日）。
- 27) 臨時行政機構改革審議会とは、行政機構の改革に関する重要事項を調査審議するための機関であり、行政調査部がその庶務を担当した（臨時行政機構改革審議会令，政令第40号，1948年2月26日）。
- 28) 例えば、行政調査部「新憲法下の行政機構改革の方針」，1947年12月10日，国立公文書館所蔵，請求番号：平14内閣00029100。
- 29) この引用文では教育刷新委員会報告が1948年2月7日となっているが、前述した1948年2月6日の第55回総会における決議が、翌2月7日に報告されたためである。臨時行政機構改革審議会「臨時行政機構改革審議会最終報告」，1948年6月30日，国立公文書館所蔵「臨時行政機構改革審議会最終報告及び勧告書送付について」所収，請求番号：昭57総00026100。
- 30) 行政管理庁史編集委員会編『行政管理庁史』行政管理庁，1984年，98頁。
- 31) 閣議決定「行政機構刷新及び人員整理に関する件」，1948年2月25日。
- 32) 「教育刷新委員会第五十七回総会議事速記録」日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会 教育刷新審議会会議録第3巻』岩波書店，1996年，367頁。なお、1948年2月19日時点において、CIEから体育局不要論が出たという事実は先行研究において指摘されていない。金井・草深及び内海の研究においては、1948年9月7日の文部省設置法案に体育局が含まれていなかったこと、1948年9月13日に文部次官が東俊郎体育局長にCIEの体育局廃止の意向を伝えたことを指摘することによって、CIEの体育局不要論に言及している（前掲「体育・スポーツ行政の機構改革と『スポーツ振興会議』」，143-144頁、前掲「『スポーツ基本法』の研究Ⅰ：戦後スポーツの行政と法Ⅰ」，54-55頁）。
- 33) 文部省行政監察委員会とは、1947年9月1日、中央行政監察委員会とともに設置された各庁行政監察委員会の1つである（行政監察委員会令，政令第184号，1947年9月1日）。行政監察委員会は政府職員のサービスの状況、その他の事務運営状況の監察を行うために設置されたが、文部省行政監察委員会は以下の委員構成から考えて、文部省としての性格が強い委員会であった。文部省行政監察委員会は委員7名中、学識経験者が矢野貫城（基督教教育同盟会総主事）、円城寺次郎（日本経済新聞社編集局長）、沢田ひさ（日本社会党中央委員）の3名であるのに対して、文部省側が永江一夫（文部省行政監察委員会委員長、文部政務次官）、辻田力（文部省調査局長）、関口隆克（文部大臣官房秘書課長）、浅野清重（文部省職員組合副委員長）の4名であった（1947年9月20日時点）。また、委員会の事務室長は岡田孝平（文部省大臣官房文書課長）が務めていた（文部省行政監察委員会「九月份行政監察報告書」，1947年，国立公文書館所蔵「文部省行政監察委員会」，請求番号：昭59文部01111100）。
- 34) 文部省行政監察委員会「文部省機構改革について」，広島大学文書館所蔵「森戸辰男関係文書」，目録番号：M002011203600。なお、日付についてはK. Loomis “The Organization of the Ministry of Education”，12 March 1948，国立国会図書館所蔵GHQ/SCAP文書，*Conference Report, Education Division, Loomis*所収，請求番号：CIE(A)032026より特定した。また、金井・草深は、「文部省機構改革について」は「現行機構と殆どかわらず、むしろ『権限強化』の方向があり、教育委員会法の主旨を理解していないとして、教育課の承認が得られ」なかったと指摘している（前掲「体育・スポーツ行政の機構改革と『スポーツ振興会議』」，140頁）。
- 35) 前掲「体育・スポーツ行政の機構改革と『スポーツ振興会議』」，143頁。
- 36) Paul. E. Webb “Reorganization of the

- Mombusho”, 7 September 1948, 国立国会図書館所蔵GHQ/SCAP文書, *Conference Reports, Education Division – Webb*所収, 請求番号: CIE (B) 02559。
- 37) Paul. E. Webb “Proposed Reorganization of Ministry of Education” 11 September 1948, 前掲*Conference Reports, Education Division – Webb*所収, 請求番号: CIE (B) 02559。
- 38) 「第五回国会衆議院内閣委員会議録第十四號」, 1949年4月25日。
- 39) 森田孝「新しい文部省の機構と性格」『文部時報第』863号, 1949年, 15頁。
- 40) 同上。
- 41) 森田孝「文部省機構改革の要点」『時事通信内外教育版』第157号, 1949年5月17日, 1頁。
- 42) 前掲「新しい文部省の機構と性格」, 15頁。なお、「権力を伴う権限行為」とは、許認可行為や検定等を指している。
- 43) 前掲『戦後日本の教育行政構造 – その形成過程 –』, 103頁。
- 44) 前掲「日本の体育行政機構について」、前掲「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」。
- 45) 教育基本法第1条（教育の目的）「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」教育基本法, 法律第25号, 1948年3月31日。
- 46) 前掲「日本の体育行政機構について」、前掲「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」。
- 47) 前掲、「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」。
- 48) 同上。
- 49) 同上。なお、「醫學」の「醫」が判読不能であったが、括弧内の記述からそのように推定した。
- 50) 同上。
- 51) 同上。
- 52) 例えば、Paul. E. Webbは、文部省設置法の成立過程において文部省と厚生省の間に権限争いがあったことを指摘している（前掲“Reorganization of the Mombusho”）。また、1949年1月26日、大蔵省主計局作成の「内閣及各省行政整理試案」の第1案では、社会体育関係事務を厚生省に移管することが提起されている（前掲『教育行政 戦後日本の教育改革3』, 巻末資料「行政機関における文部省改革案一覧」）。なお、所管問題についての詳細な検討は別稿に期したい。
- 53) 前掲「日本の体育行政機構について」、前掲「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」。
- 54) 同上。
- 55) 前掲「日本の体育行政機構について」、前掲「体育行政に関する総合的中央機関の必要性について」。
- 56) のちに、この言葉の訳語や出典の問題性が指摘されるが、同文書においては「健全なる精神は健全なる身体に宿る」との意で使用されていたと考えられる。なぜならば、水野忠文が訳語や出典の問題を指摘したのは1961年であること、また、この語は正確には「Orandum est ut sit mens sana in corpore sano」であり、同文書において「Orandum est ut sit」が抜けているからである（水野忠文ほか『体育史概説 – 西洋・日本 –』体育の科学社, 1961年, 99-102頁）。
- 57) 前掲「行政機構改革に対する意見」, 1949年4月14日。
- 58) 同上。
- 59) 同上。
- 60) なお、「行政機構改革に対する意見」においては、それ以前の文書と同様に、教育における保健体育の重要性を指摘し、体育局の1局としての必要性が改めて述べられていた。そ

の一方で、本文において指摘したように、体育局廃止を前提としていると考えられるような内容も含んでおり、行政機構改革に対する現実的な対応も視座に入れた文書であった。

- 61) 前掲『戦後日本の教育行政構造－その形成過程－』, 103頁。

(2020年1月16日受付)  
(2020年4月29日受理)